省　令

○総務省令第九十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十九日

総務大臣　武田　良太

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十二　略］ 十三　第五世代移動通信アクセスサービス　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二又は第四十九条の六の十三で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。 ［十三の二～十八　略］ 十九　仮想移動電気通信サービス　移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。 ［二十～二十五　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　第五世代移動通信アクセスサービス　携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスであつて、第五世代移動通信システム（無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものを除く。）をいう。以下同じ。）を用いて提供されるものをいう。 ［十三の二～十八　同上］ 十九　仮想移動電気通信サービス　移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末、無線設備規則第四十九条の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備（ローカル５Ｇの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。 ［二十～二十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十九号

土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）及び国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十三号）の一部の施行に伴い、並びに国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項及び国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項第四号イ及び同条第二項の規定に基づき、国土調査法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉